

○岡山市パブリックコメント手続実施要綱

平成 22 年 1 月 18 日

市告示第 41 号

(目的)

第 1 条 この告示は、パブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長又はその補助機関であつて法令等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、岡山県の条例、岡山県の規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）、市の条例及び市の規則をいう。

(対象)

第 3 条 実施機関は、次に掲げる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の立案に係る意思決定を行うに当たっては、次条から第 7 条までに規定するところにより、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 市行政の基本的な方針若しくは計画又は個別行政分野における基本的な方針若しくは計画

(2) 次に掲げる条例又は法律若しくは次に掲げる条例に基づく規則

ア 市の基本的な制度を定めることを内容とするもの

イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。）

(3) 法令等に基づく申請（行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに限る。以下同じ。）により求められた許認可等（行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

(4) 不利益処分（行政庁が法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令等において必要とされている手続としての処分

イ 許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(5) 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導（実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとする場合において、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメン

ト手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。
- (2) 実質的に裁量の余地がないと認められるとき。
- (3) 法律又は法律に基づく命令の規定により、附属機関の議を経て定めることとされている政策等を定めようとするとき。
- (4) 法令等により公聴会その他の意見聴取手続が定められているとき。
- (5) 附属機関において、パブリックコメント手続に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の立案に係る意思決定を行うとき。
- (6) 他の実施機関において、パブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (7) 前項第3号から第5号までに掲げる政策等のうち、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものを定めようとするとき。

(政策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、政策等の立案に係る意思決定を行おうとするときは、あらかじめ、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該政策等の案の概要
- (3) その他実施機関において市民等が当該政策等の案を理解するために必要と認める事項

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を、行政資料室及び各区役所（北区役所を除く。）に備え付け、かつ、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じて、広報紙への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案及び資料を公表するときに意見等の提出期限及び提出方法を明示するものとする。

2 実施機関は、前項に規定する提出期限を定めるに当たっては、市民等が政策等の案及び資料についての意見等を提出するために必要な時間等を勘案し、公表の日から起算して30日間程度の期間を確保するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) 市ホームページの意見提出フォーム
- (6) その他実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の立案に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の立案に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に規定する非開示情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

- (1) 提出された意見等（提出がなかった場合はその旨）又はそれらを要約・整理したもの
- (2) 提出された意見等に対する市の考え方
- (3) 政策等の案を修正したときにあっては当該修正の内容

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、パブリックコメント手続に類する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則（令和8年市告示第667号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市パブリックコメント手続実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の第4条第1項の規定による公表について適用し、同日前の同項の規定による公表については、なお従前の例による。